

割引運賃について

種別	適用方法	割引率
身体障害者	身体障害者手帳の交付を受けている者及び介護者	普通運賃(大人・小人)5割引 定期運賃(大人のみ)3割引 10円単位切上
知的障害者	療育手帳の交付を受けている者及び介護人	
精神障害者	精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及び介護人	
児童福祉法の適用を受ける物	児童福祉法第12条の4・第41条至第44条に規定する諸施設により養護又は保護を受けている者及び付添人が養護等の為に乗車する場合 (保健施設長が発行する所定の運賃割引証のご提出が必要となります)	

※介護人は当社が必要と認めた場合にのみ適用致します。